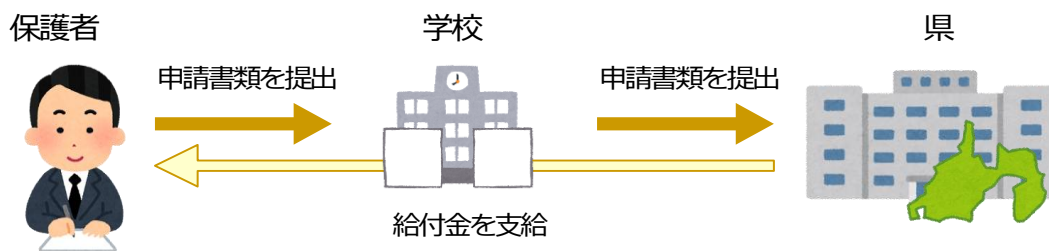


奨学給付金（家計急変分）の申請手続きについて

（１） 奨学給付金（家計急変分）制度とは・・・

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費等）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度です。

生徒の保護者等が自己の責めによらない会社等の倒産、失職又は収入等の減少により、**1月以降の年間収入見込が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当（「給付対象者」の下欄の※1参照）の所得水準まで減少すると見込まれる場合**に給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



給 付 対 象 者	次の要件をすべて満たす者に給付されます。
	☑ 保護者等全員の1月以降の年間収入見込が道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税 相当 ※1 の所得水準まで減少する見込みであること
	☑ 生徒が平成26年4月以降高等学校等に入学していること
	☑ 保護者等が静岡県内に居住していること ※2
	☑ 生徒が支給対象である国公立高等学校等 ※3 に在学していること
	※1 高等学校等専攻科においては、非課税相当に至らなくても対象となる場合があります。
	※2 措置費（見学旅行費または特別養成費）が支給されている場合は、給付対象となりません。
	※3 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含みます。

（２） 支給額

世帯区分	給付額 ※		
	全日・定時	通信制	専攻科
①道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当の所得水準まで減少すると見込まれる世帯	143,700円	50,500円	50,500円
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満相当の所得水準まで減少すると見込まれる世帯			10,100円
③道府県民税所得割及び市町村民税所得割が264,500円未満相当の所得水準まで減少すると見込まれるかつ扶養する子が3人以上いる世帯			10,100円
※ 家計急変の時期が7月2日以降の場合は、原則申請のあった月の翌月以降の月数（申請があった日が月の初日である場合は、申請のあった月）に応じて算出した額			

(3) 提出期限と提出書類等 **(該当者のみ)**

ア. 提出期日

【家計急変が 7 月 1 日までの場合】：令和 7 年 7 月 31 日（木）

【家計急変が 7 月 2 日以降の場合】：令和 8 年 3 月 1 日まで随時

イ. 提出方法 郵送又は持参により学生課学生係に提出

ウ. 提出書類

提出する書類	提出する方
① 静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書(公立学校用) (様式 1)	申請者全員
② 保護者等の家計急変事由確認書類（一方が控除対象配偶者でない場合は 2 人分提出） A <u>家計急変発生事由を証明する書類</u> 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等 B <u>家計急変前後の収入を証明する書類</u> 急変前：課税証明書等（課税証明書・納税通知書等） 急変後：直近 3 か月分の給与明細、会社作成の給与証明書等	申請者全員
③ <u>扶養親族申告書（様式 1—4）</u> ※ <u>生徒が高等学校等専攻科に在学している場合のみ御提出ください。</u>	世帯区分③の方

(4) 留意事項

- ア. 在学状況や家族構成等は申請のあった月の翌月 1 日現在の状況で判断します。
- イ. 高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制・通信制は 48 月）を超える場合は、給付の対象外となります。
- ウ. 基準日現在、休学している学生は対象外です。

(5) その他

御不明な点につきましては、学生課学生係へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

〒410-8501 静岡県沼津市大岡 3600

沼津工業高等専門学校 学生課学生係

電話：055-926-5734

メール：gakusei@numazu-ct.ac.jp